

諮問庁：国立大学法人大阪大学

諮問日：平成29年11月24日（平成29年（独個）諮問第73号）

答申日：平成30年2月7日（平成29年度（独個）答申第69号）

事件名：本人に係る特定の入学試験の特定科目解答用紙の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年度一般入試（前期日程）の特定科目の答案」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月4日付け阪大総総第3-1号により、国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

大阪大学から受領した保有個人情報部分開示決定通知書に「法14条5号柱書きの事務・事業支障情報及び同号ハの試験事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれに該当するため」との記述があった。

しかし、多くの大学受験生が各種予備校や大手出版社から刊行された過去問集を利用して対策をしている現状を考慮すると、開示請求者が請求している答案を開示したとして試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれが現在より増すというようなことはないように思われる。したがって、大阪大学から説明のあった一部を開示しない理由は、各種不開示とされた情報を不開示とする相当の理由に該当しないと考える。

なお、類似の請求として（公立大学の例ではあるが）特定大学の入試の解答用紙について、（結論として）全部開示とすべきとする決定が存在することを申し添えておく。

第3 諮問庁の説明の要旨

本件諮問の対象となった法人文書は、平成29年度国立大学法人大阪大学入学試験（前期日程）（学部一般入試）における審査請求人の提出した

特定科目の答案全てであり、当該文書には受験番号、解答、点数の記入欄が設けられ、それぞれ審査請求人による記述、あるいは大阪大学の採点委員による記入がある。

審査請求人からは、本件文書の開示請求があったが、採点済の答案をそのまま開示することは、今後の入学試験事務に関し、公平性・公正性の観点からその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号柱書き及び同号ハの事務・事業支障情報に該当することから、解答及び採点の書き込み部分を不開示としたものである。

これに対し、審査請求人から、一部を開示しない理由に対する意見として、多くの大学受験生が各種予備校や大手出版社から刊行された過去問題集を利用して対策をしている現状を考慮すると、開示請求をしている答案を開示したとして試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれが現在より増すというようなことはないように思われ、各種不開示とされた情報について、不開示とする相当の理由に該当しないと考えられることから、原決定全てを取り消し、開示請求した内容について、全部開示を求めるとの審査請求があったものである。

学部一般入試では、自由な発想で証明していくような記述式の問題が多く、解答も一つではなく多様であるため、その採点においては、このような性質の解答に対して適切かつ公平となるよう膨大な検討及び調整を重ねて実施しているところである。また、採点委員による採点後の答案用紙は、受験者の解答のみならず、採点委員による採点の経緯や点数等が解答部分に上書きされ不可分な状態で記載されている。

また、答案の所々に書き込まれた、採点の経緯や公表されていない配点に係る点数等を仮に技術的に塗抹できたとしても、その塗抹部分そのものの位置等により採点の経緯や基準が推測可能となるおそれがあることから、当該部分のみを塗抹し開示した場合、これらの機微情報が広く流布することとなり、問題別の詳細な配点、答案の採点や評価の仕方等を推測し、これに対応する受験対策を図ることが可能となり、これらの情報を一部の受験生や予備校等が持つことにより、特定の受験者が入学試験対策を図る上で極めて有利となるおそれもあり、今後の入学試験事務に関し、公平・公正・的確に受験者の学力を把握することが極めて困難になるおそれがある。さらに、そのような事態を回避するために、配点の決定や答案の採点・評価の仕方、問題作成のあり方にまで多大な影響が及ぶおそれがあり、本学の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、採点済みの答案には設問毎の点数も記載されているが、答案に記載されている点数は受験者には公表していない素点であるため、不開示としたものである。

なお、審査請求人が言及する「特定大学の入試の解答用紙について、（結論として）全部開示とすべきとする決定」については、本件と事案の

内容を異にするものと思料する。

以上のことから、原処分は妥当であると判断したものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 平成30年1月22日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年2月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「平成29年度一般入試（前期日程）の特定科目の答案」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、採点欄及び解答欄を法14条5号柱書き及びハに該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のとおり説明する。

ア 当該文書には、採点委員による採点の経緯や点数等が解答部分に上書きされ不可分な状態で記載されている。

イ 仮に採点の経緯や公表されていない配点に係る点数等を技術的に塗抹できたとしても、塗抹部分の位置等により、採点の経緯や基準が推測可能となるおそれがあるため、問題別の詳細な配点、答案の採点や評価の仕方等を推測し、これに対応する受験対策が可能となり、今後の入学試験事務に関し、公平・公正・的確に受験生の学力を把握することが極めて困難になるおそれがある。

また、配点の決定や答案の採点・評価の仕方、問題作成の在り方にまで影響が及ぶおそれがあり、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 解答用紙のうち、受験番号、科目名、解答用紙番号及び記入に当たっての注意事項の部分は開示されており、不開示部分は、その余の①各設問に対する審査請求人の解答、②採点委員による採点の書き込み及び③設問ごとの得点等であることが認められる。また、各解答の上

には直接，②採点委員による採点の書き込みが記載されていることが認められる。

イ ②採点委員による採点の書き込み及び③設問ごとの得点等を開示した場合，採点の経緯や基準が推測可能となり，問題別の詳細な配点，答案の採点や評価の仕方等を推測し，これに対応する受験対策が可能となり，今後の入学試験事務に関し，公平・公正・的確に受験生の学力を把握することが極めて困難になるおそれがあるとともに，配点の決定や答案の採点・評価の仕方，問題作成の在り方にまで影響が及ぶおそれがあり，入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

また，②採点委員による採点の書き込みは，①各設問に対する審査請求人の解答の上に直接記載されており，これを明確に区分して取り除くことができないことから，①各設問に対する審査請求人の解答についても，不開示とすべきである。

ウ したがって，当該不開示部分は，法14条5号ハに該当し，同号柱書きについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法14条5号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については，不開示とされた部分は，同号ハに該当すると認められるので，同号柱書きについて判断するまでもなく，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司